

## 【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 平成31年 1月10日(木) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場2階 大会議室

3. 出席委員(13名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子(会長)

2番 藤 勝徳(副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員(1名)

農業委員

7番 三代 由美子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画  
について(利用権設定)

議案第4号 相続税の納税猶予に係る適格者証明願について(1件)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 栗原 俊孝

事務局員 葉山 芳樹

事務局員 秋吉 悠子

<p>議 長</p>	<p><b>【開会のあいさつ】</b></p> <p>皆さま、新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいたします。</p> <p>それでは、早速ですが只今から篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、7番三代委員は欠席ですが過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により本日の総会は成立しております。</p> <p><b>【議事録署名人の指名】</b></p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>4番：岡部 委員</p> <p>6番：古屋 委員 をお願いします。</p> <p><b>【会議書記の指名】</b></p> <p>また、本日の会議書記について事務局秋吉さんを指名いたします。</p> <p><b>【日程の説明】</b></p> <p>まずは前回総会等において質疑のあった、非農地判断に伴う課税状況の変動等について税務課固定資産税係から説明を受け、その後議案第2号について現地確認に向かいます。現地から会議室に戻り、議案第1号から議案第4号を審議し、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p> <p>本日の進行について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>皆さま、改めて新年明けましておめでとうございます。本年も宜しくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、本日の進行についてご説明いたします。</p>

	<p>先月の総会等におきまして、農地パトロールを実施し非農地であると判断がなされた土地について、その後どのように課税状況が変動していくのかとご質問いただいております。また、別途松田委員から、今後非農地判断を進めて行くにあたり、非農地とすることで税額が上がれば農家から苦情が出ることも想定される、その際に説明できるよう知識を得ておく必要があるとの提言をいただいております。そのようなことから、今回土地等に関して課税を担当する固定資産税係から非農地と判断された土地の課税等について説明を受けることといたしました。</p> <p>それでは、税務課固定資産税係ご担当者から説明をお願いいたします。</p> <p><b>【説明終了】</b></p> <p><b>【質疑終了】</b></p> <p>固定資産税係ご担当者におかれましては、業務の都合で退室されます。</p> <p>本日はありがとうございました。</p> <p><b>【固定資産税係担当 退室】</b></p>
議 長	<p><b>【現地確認】</b></p> <p>それでは、続きまして現地確認に向かいます。</p> <p>早速ですが、一階裏口へお集まりください。</p>
全 委 員	<p><b>【現地確認に向かい現地説明】</b></p> <p><b>【全員帰庁、審議再開】</b></p>
議 長	<p><b>【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請」について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p><b>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 説明】</b></p> <p>平成 30 年 12 月 12 日付で、農地法第 3 条の規定により許可申請があったものです。議案書 1 ページをご覧ください。</p> <p><b>【議案書の朗読】</b></p> <p>概要について説明いたします。</p> <p>今回は所有権移転（贈与）が目的となっており、申請地は 1 筆で面積は 625 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>本件は、農地法第 3 条第 2 項各号にある許可を制限する規定に該当しないため、許可要件を満たしており、また、機械、労働力、技術、通作距離などについても問題がないこと、農業委員会が定めます下限面積（40a）も超えており、全ての許可要件を満たしております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元農業委員の松田委員から、何かご意見などはありませんでしょうか。</p>
<p>9 番 (松田 委員)</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 採決】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p>

	<p>出席委員全員賛成により、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。</p>
議長	<p><b>【議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請」について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請について 説明】</b></p> <p>「議案第2号 農地法第4条の規定による農地転用許可申請」について説明いたします。</p> <p>当該申請地については、先程現地確認で見ていただいた通りです。</p> <p>本案件の許認可権は福岡県知事にありますので、篠栗町農業委員会は県知事に意見を付して進達することとなります。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p><b>【議案第2号 朗読】</b></p> <p>平成30年12月21日に受理したものです。</p> <p>転用理由は「相撲練習場」となっておりますが、詳しく説明いたします。</p> <p>山王地区では、毎年11月に開催される相撲の福岡場所において、千賀ノ浦部屋の宿舎を提供しており、その滞在中に必要な練習場所を確保するため、申請人が自己所有の田の一部を造成し相撲練習場とするために農地転用許可申請がなされたものです。</p> <p>次に、転用許可申請の際には、申請地の農地区分が何なのかによって許可不許可を求めることにもなりますので、この農地区分について以前お配りした資料を基に農地区分の要件を確認しながら検討を行いましたところ、結果として、「10ha以上の優良な農地の広がりもなく、生産性の低い農地」ということか</p>

	<p>ら、原則として申請地以外の土地での代替可能性がある場合以外は許可できる「第2種農地」に該当いたしました。</p> <p>代替可能性について検討した結果、申請人が所有する他の農地はその形状や立地条件から本件申請の目的に適さないため、当該申請地が採用となりました。</p> <p>今回の転用に関し、開発許可等の手続は特に必要ありませんが、役場都市整備課との協議は終えている事は確認しておりますし、法的な側面から検討しましても、今回の転用に関しては「許可妥当」と考えられます。</p> <p>なお、平成31年1月9日（水）に農林事務所担当官立会にて現地確認を行っておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>議案第2号について、地元農業委員である岡部委員から何かありませんでしょうか。</p>
4番 (岡部委員)	<p>特にありません。</p>
議長	<p>議案第2号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
1番 (藤委員)	<p>今回申請地の都市計画である準都市計画区域とは何か。</p>
事務局	<p>準都市計画区域とは、平成12年に創設された制度で、県知事の指定によるものです。制度の趣旨は、将来的に開発等で市街化が見込まれる土地において、無秩序な開発を規制することとなっており、都市計画区域外の土地であることなどが要件になっています。</p>

<p>1 番 (藤 委員)</p>	<p>都市計画区域外と市街化区域との緩衝帯のようなものか。</p>
<p>事務局</p>	<p>そうですね。</p>
	<p><b>【議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について 採決】</b></p> <p>議案第 2 号に関し、他にご意見、ご質問はありませんか。</p> <p><b>【質問なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>「議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請」について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>出席委員全員賛成により、議案第 2 号は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</b></p> <p>それでは、「議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</b></p> <p>議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。</p> <p>議案第 3 号については、柳池 吉則委員が申請人となりますが、</p> <p>「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定は推進委員さんには適用されませんので申し添えます。</p> <p>それでは、事務局より説明いたします。議案第 3 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）1 件となります。</p>

議案書は 9 ページをご覧ください。

篠栗町長より、平成 30 年 12 月 28 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、更新 1 件、面積 1,222 m<sup>2</sup> (0.1ha) です。

**【議案書の朗読】**

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる事。
- ④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。
- ⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。

以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。

説明は以上です。

議 長

**【議案第 3 号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】**

ありがとうございました。

それでは、議案第 3 号について審議、採決いたします。

議案第 3 号について何かご意見、ご質問はありませんか。

	<p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第3号について賛成の方は挙手願います。</p> <p><b>【出席委員全員挙手】</b></p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第3号 篠栗町農用地利用集積計画」については原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p><b>【議案第4号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 審議】</b></p> <p>それでは、議案第4号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p><b>【議案第4号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 説明】</b></p> <p>それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について説明いたします。まずは、この制度について簡単にご説明いたします。</p> <p>被相続人から農地等を相続した際、場合によっては相続税が発生します。この相続税の納付を猶予し、猶予後も一定の要件を満たせばその猶予した税額を免除するという税法上の制度です。これを「相続税の納税猶予の特例」と言います。</p> <p>この特例の適用を受けようとする場合、相続発生後10ヶ月以内に、税務署に対し申告しなければなりません。その際農業委員会が発行した「相続税の納税猶予に関する適格者証明書」を資料として添付することとなっており、そのため今回適格者証明願の申請があったものです。</p> <p>では、一体どういった点について、農業委員会は適格者として証明するのか、ということですが、</p>

1. 被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた人であること。
2. 被相続人から相続した農地について、相続人が申告期限までに農業経営を開始し、その後も引き続き農業経営を行うと認められる人であること。
3. 被相続人が農業の用に供していた農地等で、相続税の申告期限までに遺産分割協議されたものであること。

以上の点が特例の適用を受けようとする相続人に、求められる要件となります。税務署では把握しきれないため農業委員会が適格者かどうかについて審議し、適格者証明書の発行を行うこととなります。

今回、税務署に対して申告したからといって、税の納付義務がなくなった訳ではなく、あくまでも要件を満たしている間は「猶予します。」というものですので、例えば、農地として営農していない事となると、納税猶予から除外され、本税と利子税を一括で納付を求められることとなります。このため3年毎に、「特例の適用を受けるための継続届出書」を税務署に提出する必要がありますし、この継続届出書には、再度農業委員会の証明が必要となります。また税務署から農業委員会に対し、営農実態の調査依頼なども行われています。

要件を満たしていれば免除されますが、要件を欠くと一括で納付してください。という税法上の制度となります。

それでは、今回の申請について説明いたします。

議案書は10ページをご覧ください。

#### 【議案書の朗読】

平成30年12月21日付で申請を受け付けたものです。

	<p>申請に必要な添付書類については全て具備されており、中身の審査においても何ら問題はありませんでした。また申請地についても、現地確認の結果、耕作により適正に管理されております。</p> <p>事務局の説明は以上です。</p>
議 長	<p><b>【議案第 4 号 「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について 採決】</b></p> <p>ありがとうございました。</p> <p>議案第 4 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>
10 番 (萩尾 委員)	<p>納税猶予の期間は 20 年か。</p>
事務局	<p>申請者が所有している農地は市街化区域内のみなので、20 年です。</p>
9 番 (松田 委員)	<p>相続税の納税猶予については法改正があったと聞いているが、年数は変わっていないのか。</p>
事務局	<p>前回の改正は平成 21 年にありました。所有する農地が市街化区域内または市街化区域外か、もしくは両方なのか、それぞれのパターンによって 20 年営農や終身営農など、納税猶予の期限や免除の事由が異なります。</p>
議 長	<p>いろいろなパターンがあるようなので、一覧のような資料を配布してほしいのですが。</p>
事務局	<p>次回配布いたします。</p>
議 長	<p>議案第 4 号に関し、皆さんから何かご意見、ご質問はありませんか。</p>

	<p><b>【質問等なし】</b></p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願」について、原案のとおり決定し証明書を発給することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【出席委員全員賛成】</b></p> <p>全員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定し、証明書を発給することといたします。</p> <p>引き続き、事務局より連絡事項をお願いします。</p>
事務局	<p><b>【事務連絡】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・薬用作物に関する講師来町のお知らせについて（平成31年1月19日）</li> <li>・前回総会における条件付き採決について（確認事項報告）</li> <li>・福岡県農業委員会研修大会について（平成31年1月25日開催）</li> <li>・家庭菜園としての農地利用希望者へのあっせんについて（情報提供依頼）</li> <li>・次回農地パトロールの実施について</li> <li>・次回勉強会の実施について</li> <li>・農地のあっせん依頼について</li> </ul> <p>事務局からは以上です。</p>
議長	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p><b>【特に意見等なし】</b></p>

	<p>それでは、これで平成31年1月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。 お疲れさまでした。</p>
--	----------------------------------------------------------